

病児・病後児保育利用料助成事業について

多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図ることを目的として、病児・病後児保育を利用した場合の第2子以降の利用料を助成します。

■対象児童

本市に住所があり、保育園(所)等・幼稚園に通っている第2子以降の下記に該当する世帯の児童（※第2子は所得制限があります。）

- (1)第3子以降の児童及び生活保護世帯の児童……利用料は無料となります。
- (2)第2子の児童……利用料の一部を助成します。

①保育園(所)、認定こども園、小規模保育園、公立幼稚園の入所児童

教育1号認定……市町村民税の所得割課税合算額が77,101円未満の世帯
(保育料の階層区分が第3階層以下の世帯)

保育2・3号認定…市町村民税の所得割課税合算額が57,700円未満の世帯
(保育料の階層区分が第4-I階層以下の世帯)

②私立幼稚園の入所児童

市町村民税の所得割課税合算額が77,101円未満の世帯

■助成額

病児・病後児保育利用料（食事代、おやつ代を除く）

- ・第3子以降及び生活保護世帯の児童は、利用料全額助成（無料）
 - ・第2子は、1人当たり2,000円/日（上限）
- ※利用料が2,000円未満の場合は、利用料が助成額となります。

■対象期間 平成29年4月利用分から

■対象施設

(1)白山市内病児保育施設

- ・白山市病児センター（倉光三丁目75-2 TEL276-0050）
- ・くらやま保育園あじさいルーム（明島町中161-1 TEL272-1382）

(2)県内の白山市以外の病児・病後児保育施設

■申請方法

- ・ 白山市内施設利用の場合…利用料から助成額を差し引いた分のお支払いとなります。
※4月以降に、すでに第2子の助成対象児童が市内施設を利用し、利用料を支払った場合は、申請による手続きで利用料を還付します。
- ・ 県内の白山市以外の施設利用の場合…いったん利用料をお支払い頂いた後に、助成の要件を満たす場合は、申請により後日、助成金をお支払いします。
- ・ 申請手続きは、白山市役所こども子育て課窓口にて、印鑑、領収書(利用日、利用児童名、利用料が記載されたもの)、保護者名義の預金の口座番号をお持ちください。
(申請期限は利用日の属する月の翌月から1年以内となります。)



【お問合せ先：白山市役所こども子育て課保育係 TEL076-274-9527】